



# 地域気候変動適応計画

令和元年

環境省 地球環境局

総務課 気候変動適応室

## 1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ。更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

### 各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

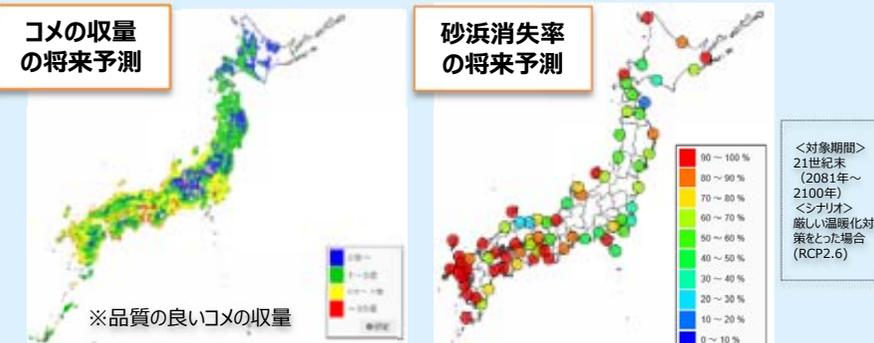


将来影響の科学的知見に基づき、  
・高温耐性の農作物品種の開発・普及  
・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備  
・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備  
・ハザードマップ作成の促進  
・熱中症予防対策の推進  
等

## 2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

「気候変動適応情報プラットフォーム」（国立環境研究所サイト）の主なコンテンツ



<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

## 3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

## 4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

# 気候変動適応計画の概要

平成30年11月27日閣議決定

## 使命・目標

**各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な気候変動適応の推進**

気候変動影響の被害の防止・軽減

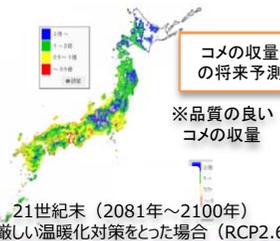


国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全

安全・安心で持続可能な社会



気候変動適応情報プラットフォーム



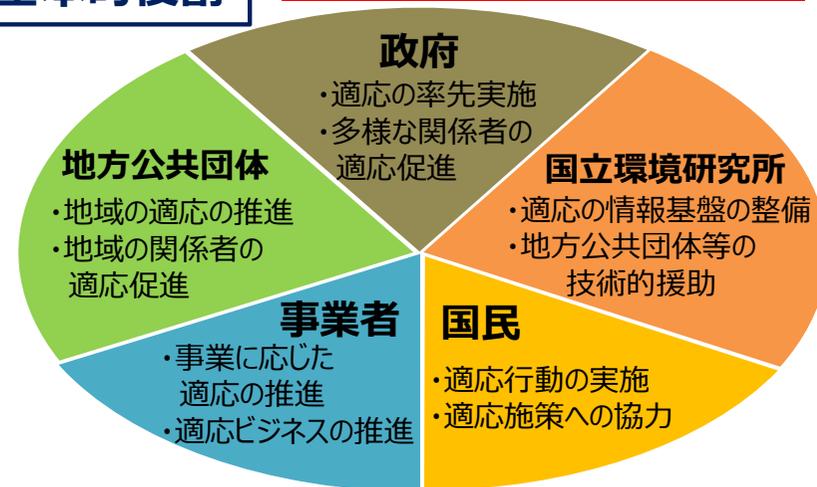
## 計画期間

**21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後概ね5年間における施策の基本的方向等を示す**

<対象期間> 21世紀末（2081年～2100年）  
<シナリオ> 厳しい温暖化対策をとった場合（RCP2.6）

## 基本的役割

**関係者の具体的役割を明確化**



## 基本戦略

**7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進**

**1** あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む  
農業・防災等の各施策に**適応を組み込み**効果的に施策を推進

**2** 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する  
観測・監視・予測・評価、**調査研究**、**技術開発**の推進

**3** 研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する  
国立環境研究所・国の研究機関・**地域適応センター**の連携

**4** 地域の実情に応じた気候変動適応を推進する  
地域計画の策定支援、**広域協議会**の活用

**5** 国民の理解を深め、事業者の適応ビジネスを促進する  
**国民参加**の影響モニタリング、**適応ビジネス**の国際展開

**6** 開発途上国の適応能力の向上に貢献する  
**アジア太平洋地域**での**情報基盤作り**による途上国支援

**7** 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する  
気候変動適応推進会議（議長：環境大臣）の下での省庁連携

## 進捗管理

**気候変動影響の評価と気候変動適応計画の進捗管理を定期的・継続的に実施、PDCAを確保**

気候変動影響の評価

中央環境審議会に諮問し、2020年を目途に評価

適応計画の進捗管理

年度単位でフォローアップし、PDCAを確保

評価手法等の開発

適応の効果の把握・評価手法の開発

気候変動影響の評価

気候変動適応計画の策定・変更

Plan

Action

施策・計画の改善

Do

適応策の実施

Check

計画の進捗状況の把握・評価

評価手法等の開発

# 適応法に基づく取組 - 気候変動影響評価

## 2020年の気候変動影響評価に向け、報告書の執筆を開始

### スケジュール

平成29-30年度

気候変動影響に関する  
知見の収集

第1次気候変動影響評価（H27）以降、  
約2000の知見を新たに収集済

令和元年度

気候変動影響評価報告書(案)  
作成

- ①気候変動による影響の要因
- ②現在の状況
- ③将来予測される影響
- ④重大性・緊急性・確信度の評価と根拠
- ⑤これまでに得られた情報の一覧

令和2年度

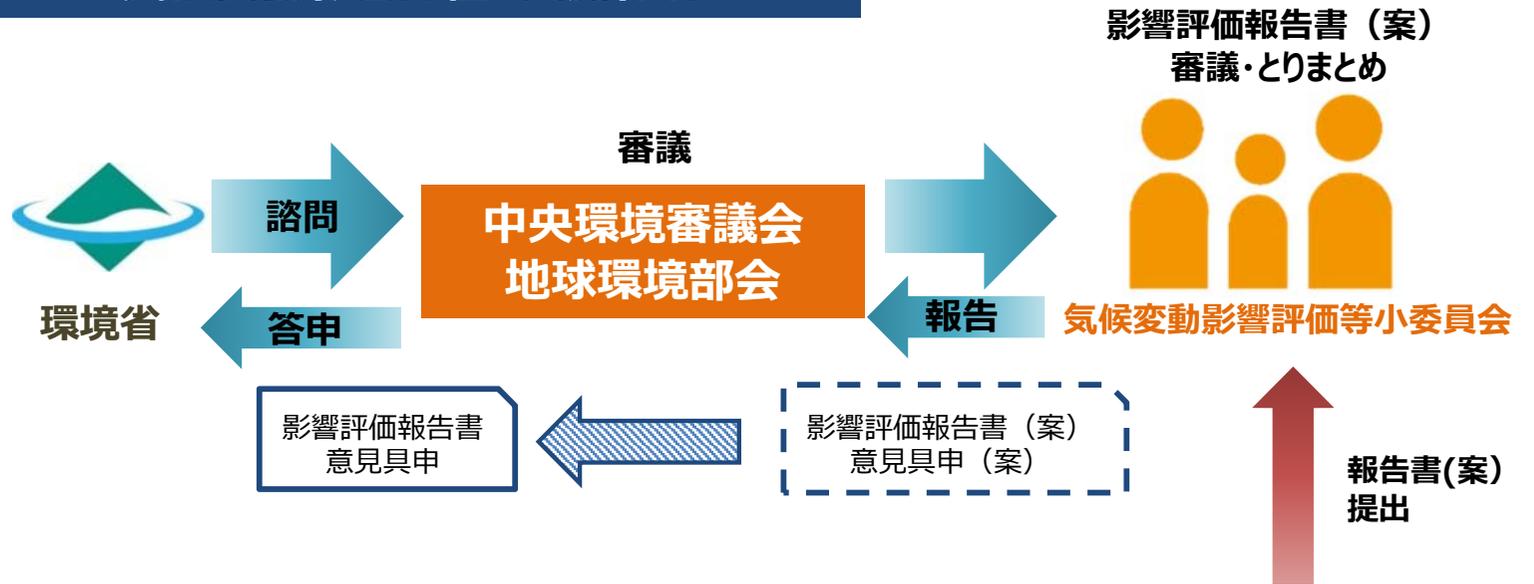
夏～秋 パブリックコメント

気候変動影響評価報告書  
公開

令和3年度

気候変動適応計画変更

### 気候変動影響評価 実施体制



分野別WG	委員数※
農業・林業・水産業	14
水環境・水資源、自然災害・沿岸域	16
自然生態系	9
健康	7
産業・経済活動、国民生活・都市生活	10
合計	56

※委員数は、平成31年3月現在

# 地域気候変動適応計画

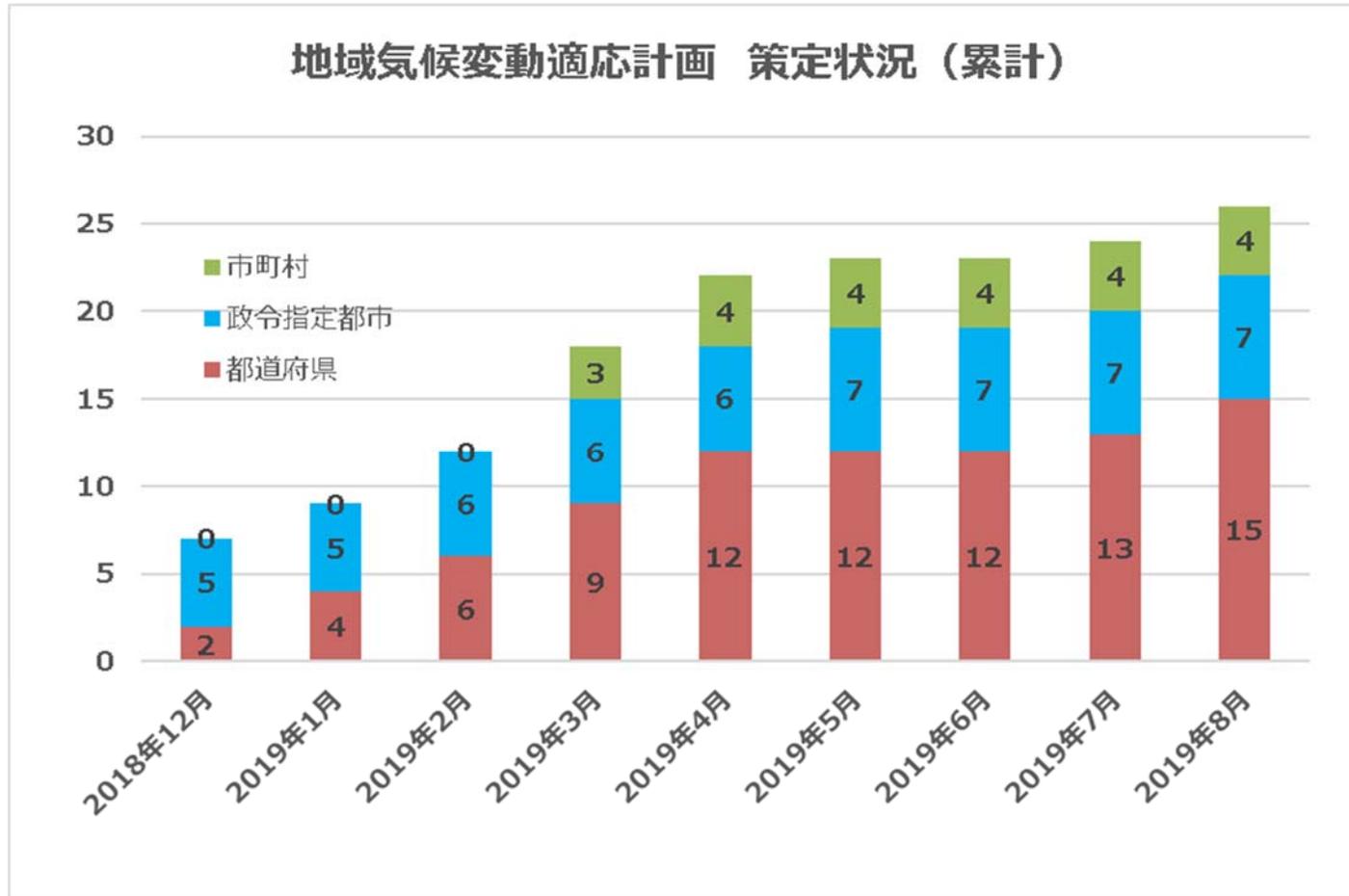
## 気候変動適応法第十二条

都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

策定の主体	<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県及び市町村が、それぞれ<b>単独</b>で策定</li><li>・複数の都道府県及び市町村が<b>共同</b>で策定</li></ul>
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>・原則として策定を行う<b>都道府県及び市町村の区域</b></li><li>・区域を超えた適応策が必要となる場合は、関係する他の都道府県及び市町村や国等の関係者と十分に連携・協力しながら策定する必要</li></ul>
形式	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>独立した計画</b></li><li>・地球温暖化対策実行計画や環境基本計画等<b>関連する計画の一部</b>に組み込む</li></ul>
位置付け	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>「適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画」</b>であることを計画自体に明記するなど、それぞれの状況に応じてしかるべき対応を実施</li></ul>
気候変動影響評価と計画見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>・気候変動影響等に関する研究の最新知見を収集し、<b>定期的に気候変動影響評価を実施。</b></li><li>・<b>気候変動影響評価に基づいて地域適応計画を見直し。</b></li></ul>



# 適応法に基づく地域適応計画の策定状況（令和元年8月現在）



策定の形式	都道府県	政令市	市町村
適応計画単独	4	0	0
温対計画の一部	1 1	7	4

計画策定時期	都道府県	政令市	市町村
平成27年度	1	1	1
平成28年度	6	2	0
平成29年度	5	3	0
平成30年度	3	1	3

# 地域適応センター設置状況

2019年8月7日現在で**12県**で適応センターを確保

その他、多くの都道府県で設置に向けて検討中

地域気候変動適応センターとは

- 地域における気候変動影響や適応に関する情報収集、整理、分析、提供等を行う拠点
- 国立環境研究所と協力しながら、地域における情報の中核となることが期待される

- 地方公共団体（庁内組織等）
- 地方環境研究所
- 大学
- 民間の機関

